

第 5 章 子ども・子育ての環境整備



第5章 子ども・子育ての環境整備

1 子ども・子育て支援サービスの概要

子ども・子育て支援法では、子ども及びその保護者が教育・保育給付を受ける場合は、子どもの年齢や保育の必要性に応じた認定（法第19条）を受けることが必要となっています。一方、市町村は、保護者の申請を受け、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給することとされています。

なお、認定区分の類型は大きく3つに分かれ、それぞれに利用できる施設や事業が異なります。

【認定の区分】

支給認定区分	対象	保育の必要性の有無	主な利用施設
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上	必要としない	幼稚園 認定こども園
2号認定 (保育認定)	満3歳以上	必要とする	保育所 認定こども園
3号認定 (保育認定)	満3歳未満	必要とする	保育所 認定こども園 地域型保育事業

また、保育の必要性の認定に当たっては、(1) 保育を必要とする事由（保護者の就労・疾病など）※、(2) 保育の必要量（保育標準時間、保育短時間の2区分）、(3) 「優先利用」への該当の有無（ひとり親家庭、生活保護世帯など）の3点が考慮されます。

※保育を必要とする事由

- ①就労
- ②妊娠・出産
- ③保護者の疾病・障がい
- ④同居又は長期入院している親族の介護・看護
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動
- ⑦就学
- ⑧虐待やDVの恐れがあること
- ⑨育児休業取得中に、既に利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合



2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

国から示された教育・保育提供区域の考え方、及び南島原市における教育・保育提供区域の設定は、以下の通りです。

(1) 教育・保育提供区域の考え方

地理的条件、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための整備状況その他の条件を勘案したものである。

地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となる。

地域子ども・子育て支援事業と共通の区域設定とすることが基本となるが、実態に応じて区分又は事業ごとに設定することができる。

(2) 教育・保育提供区域を設定するに当たっての留意事項

ポイント 事業量の調整単位として適切か	ポイント 事業の利用実態を反映しているか
児童数や施設数は適切な規模か	居宅より容易に移動することが可能か
区域ごとに事業量の見込みが算出可能か	区域内で事業の確保が可能か
区域ごとに確保方策を打ち出せるか	現在の事業の考え方と合っているか

(3) 教育・保育提供区域について

南島原市では、市内全域を1つの区域として設定し、現在の利用実態や今後のニーズを踏まえ、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を実施します。



3 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

子ども・子育て支援法では、市町村が計画の中で教育・保育提供区域ごとに教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。本市では、市全体を1つの教育・保育提供区域とし、ニーズ調査の結果や実績等に基づいて、事業ごとに「量の見込み」及び「確保方策」を設定しました。

令和2年度 (単位：人)		1号	2号	3号	
				0歳	1、2歳
量の見込み		79	850	80	537
確保方策	幼稚園	115			
	認定こども園				
	保育所		866	178	566
	地域型保育事業				
	確保方策の合計				
-		36	16	127	

令和3年度 (単位：人)		1号	2号	3号	
				0歳	1、2歳
量の見込み		75	847	79	536
確保方策	幼稚園	115			
	認定こども園				
	保育所		866	178	566
	地域型保育事業				
	確保方策の合計				
-		40	19	129	

令和4年度 (単位：人)		1号	2号	3号	
				0歳	1、2歳
量の見込み		73	824	77	514
確保方策	幼稚園	115			
	認定こども園				
	保育所		866	178	566
	地域型保育事業				
	確保方策の合計				
-		42	42	153	



令和5年度 (単位:人)		1号	2号	3号	
				0歳	1、2歳
量の見込み		70	792	74	496
確保 方 策	幼稚園	115			
	認定こども園				
	保育所		866	178	566
	地域型保育事業				
	確保方策の合計		115	866	178
-		45	74	174	

令和6年度 (単位:人)		1号	2号	3号	
				0歳	1、2歳
量の見込み		69	780	71	479
確保 方 策	幼稚園	115			
	認定こども園				
	保育所		866	178	566
	地域型保育事業				
	確保方策の合計		115	866	178
-		46	86	194	

【量の見込み】

ニーズ調査による量の見込みは、実績を大幅に上回っていたことから、実績に基づいた量の見込みを設定することとし、過去の実績を基に算出した利用率（各区分の認定者数／各年度の児童数）と推計児童数を基として算出しました。

計画期間内においては未就学児人口の減少に伴い、緩やかに減少していく見込みです。

【確保方策】

令和2年度における、市内の教育・保育施設の定員数（予定）の合計を、計画期間内の各年度の確保方策としています。



4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

地域子ども・子育て支援事業とは、市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業です。

事業の利用状況やニーズ調査の結果等によって把握した利用希望などから、計画期間内の「量の見込み」及び「提供体制の確保の内容(確保方策)」を設定します。

一時預かり事業

保育所を利用していない家庭において、一時的に家庭での保育が困難となった場合や、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減する必要がある場合等に、保育所等において子どもを一時的に預かる事業です。

1号認定を受けた子どもの預かり(幼稚園・認定こども園在園児対象)

(単位：人日/年)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	3,923	3,749	3,649	3,505	3,453
確保方策	3,923	3,749	3,649	3,505	3,453

【量の見込み】

ニーズ調査の結果に基づき、量の見込みを算出しました。

【確保方策】

計画年度内においても現在の体制で対応できる見込みです。

特定教育・保育施設を利用していない子どもの預かり(幼稚園・認定こども園在園児以外対象)

(単位：人日/年)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
確保方策	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100

【量の見込み】

ニーズ調査による量の見込みは、実績を大幅に上回っていたことから、実績に基づいた量の見込みを設定しました。

【確保方策】

計画年度内においても現在の体制で対応できる見込みです。



延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

(単位：人/年)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	590	572	554	533	520
確保方策	590	572	554	533	520

【量の見込み】

ニーズ調査の結果に基づき、量の見込みを算出しました。

【確保方策】

標準時間及び短時間保育いずれについても、現在の体制で対応できる見込みです。

利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

(単位：箇所数)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1

【今後の方向性】

育児不安・虐待予防を図る観点から、妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊娠・出産・育児等に関する相談に応じ、必要な支援の調整や関係機関と連絡調整を行う等切れ目ない支援体制を整備するため、子育て世代包括支援センターを設置します。

センターでは、健診等の母子保健サービスと地域子育て支援拠点等の子育て支援サービスを一体的に提供できるよう、必要な情報提供や関係機関との調整、支援プランの策定などを行います。また、保健師等の専門職種を配置し、妊産婦等からの相談に対応してまいります。



放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後、放課後児童クラブにおいて適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

(単位：人/年)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量 の 見 込 み	1年生	260	227	227	234	215
	2年生	210	234	205	205	211
	3年生	200	183	203	178	179
	4年生	100	112	102	114	99
	5年生	46	48	54	49	55
	6年生	28	27	28	31	29
	合計	844	831	819	812	788
箇所数		26	27	27	27	27
確保方策		944	944	944	944	944

【量の見込み】

ニーズ調査による量の見込みは、実績を大幅に上回っていたことから、実績と今後の利用見込みを勘案して量の見込みを設定しました。

【確保方策】

施設の整備等、利用ニーズに対して柔軟な検討・対応を行い、量の確保に努めます。

子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

(単位：人日/年)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	6	6	6	6	6
確保方策	6	6	6	6	6

【量の見込み】

ニーズ調査による量の見込みは、実績を大幅に上回っていたことから、実績に基づいた量の見込みを設定しました。

【確保方策】

現在事業を実施している1箇所で実施し、ニーズに対応していきます。



乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

(単位：人日/年)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	257	247	239	230	222
確保方策	257	247	239	230	222

【量の見込み】

計画期間中の0歳児人口の推計値を基に、量の見込みを設定しました。

【確保方策】

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を対象とし、母子保健推進員と保健師の連携により事業を実施します。継続的な支援が必要な家庭には、専門職や関係機関等と連携して適切な支援を行います。

養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

(単位：人日/年)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	3	3	3	3	3
確保方策	3	3	3	3	3

【量の見込み】

近年の訪問実績に基づき、量の見込みを設定しました。

【確保方策】

妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭や、子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭について、南島原市社会福祉協議会に委託してホームヘルパーの派遣や相談業務を行うなど、必要な支援を行います。支援が必要な家庭の早期発見に努め、関係機関と連携して必要なサービスにつなげます。



地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

(単位：人日/年)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	23,000	23,000	23,000	23,000	23,000
確保方策	23,000	23,000	23,000	23,000	23,000

【量の見込み】

ニーズ調査の結果を参考に、量の見込みを算出しました。児童数は年々減少していますが、本事業の実績はほぼ横ばいで推移していることから、年を追って減少せずに横ばいで推移すると見込まれます。

【確保方策】

市内の保育所15か所で子育て支援センターを開設しています。見込み量に対して現体制で対応可能です。

病児・病後児保育事業

急な病気や病気からの回復期などで、集団保育が困難な子どもを一時的に医療機関等で保育を行う事業です。

(単位：人日/年)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
確保方策	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300

【量の見込み】

ニーズ調査による量の見込みは、実績を大幅に上回っていたことから、実績に基づいた量の見込みを設定しました。

【確保方策】

現在、市内7施設で実施しており、量の見込みに対して現在の体制で対応可能です。今後も引き続き、利用希望者が円滑にサービスを利用できるよう、推進体制について検討を行います。



子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。（ここでは就学児が対象）

（単位：人日／年）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

現在、本市では本事業は実施しておりません。ニーズ調査の結果では、利用を希望している世帯は非常に少なく、前回のニーズ調査と比較しても利用意向はほぼ変わらないことから、計画期間中のファミリーサポートセンターの設置は行わないこととしました。

小学生の放課後の居場所については放課後児童クラブで対応し、乳幼児に関しては、子育て支援センターをはじめとした市が実施する各事業にて対応することで、市民のニーズに対応してまいります

妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

（単位：人日／年）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300

【量の見込み】

近年の実績に基づき、量の見込みを設定しました。

【確保方策】

妊娠中の健康管理に役立てることができるよう、今後も引き続き、母子健康手帳交付時に妊婦健康診査受診票（14回分）を交付し、妊婦健康診査費用の一部を助成します。



5 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実

(1) 児童虐待防止対策の充実

子どもの生命・身体を脅かす児童虐待については、発生予防、早期発見、早期対応、再発防止のための取組が必要です。

養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、虐待を予防するとともに、虐待の早期発見、早期対応に努め、児童相談所の権限や専門性を必要とする場合には、すぐに児童相談所による支援を求める等関係機関との連携強化が不可欠です。

平成28年の児童福祉法の改正により、各自治体に子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心とした、より専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う支援拠点である「子ども家庭総合支援拠点」の設置が努力義務として義務付けられたことから、その設置に向けた検討を行います。

子どもの権利擁護

体罰によらない子育て等を推進するため、体罰や暴力が子どもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解が社会で広まるよう、普及啓発活動を行います。また、保護者としての監護を著しく怠ることは、ネグレクトに該当することを踏まえ、子どもを自宅や車内に放置してはならないことを母子手帳や乳幼児健診の機会等を活用し、周知します。

児童虐待の発生予防、早期発見

育児に対する不安等の養育上のストレスなどを抱えている保護者への助言・指導を行うとともに、発生予防・早期発見等に努めます。

また、保健師などの家庭訪問や子育てサークルへの参加を勧めることなどにより、子育て家庭が孤立しないよう努めます。

児童虐待発生時の迅速・的確な対応

児童虐待に迅速かつ的確に対応するため、南島原市要保護児童対策地域協議会の取組の強化を図るとともに、調整担当者を配置します。また、一時保護等の実施が適当と判断した場合等には、遅滞なく児童相談所への事案送致や必要な助言を求めます。

社会的養護施策との連携

育児不安や育児疲れ等による養育困難の深刻化の予防のため、本市の子育て支援事業が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めます。



(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭は、子育てと生計の担い手という二つの役割を一人で担っていることから、住居、収入、子どもの養育等の多くの課題に直面しています。

特に母子家庭については、就労や収入といった経済的自立の問題、父子家庭については、子どもの養育や家事といった生活面における問題を抱えています。

また、母子・父子を問わず親との離別は、子どもの生活を大きく変化させるものであり、子どもの精神面に与える影響等の問題についても、十分な配慮が必要とされています。

このように、ひとり親家庭が抱える困難には様々なものがあり、児童扶養手当を中心とした経済的な支援だけでなく、就労支援や生活支援といった総合的な自立支援策を推進していくことが重要です。

(3) 障がい児施策の充実

障がいのある子どもについては、障がいの状態に応じて、その可能性を最大限に伸ばし、子ども自身が自立し、社会参加をするために必要な力を養うため、一人一人の希望に応じた適切な支援を行うことが必要です。

そのためには、乳幼児期を含め早期からの育児相談や就学相談により、保護者に十分な情報を提供するとともに、認定こども園、保育所、小学校等において、関係者が教育や療育などの必要な支援について共通理解を深めることにより、その後の円滑な支援につなげていくことが重要です。

特に発達障がいについては、社会的な理解が十分になされていないことから、適切な情報の周知等、支援体制の整備を行う必要があります。



6 幼児期の教育・保育の充実

(1) 教育・保育施設の一体的提供の推進

認定こども園とは、いわゆる認定こども園法に基づき、幼稚園的機能と保育所的機能を併せ持った施設として都道府県から認定を受けた施設で、以下の4つのタイプがあります。一般的には既存の幼稚園や保育所が必要な機能を備えて、都道府県から認定を受けることになります。

幼保連携型	認可幼稚園と認可保育所が一体的な運営を行う、認定こども園としての機能を果たすタイプ
幼稚園型	認可幼稚園が、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ
保育所型	認可保育所が、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ
地方裁量型	幼稚園・保育所いずれの認可もない教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

今後も保護者の意向に沿って、教育・保育施設の適切な利用が可能となるよう、認定こども園の普及促進と適切な運営を図ります。

(2) 教育・保育の質の向上

幼稚園教諭、保育士と小学校教員が連携し、子ども一人一人にとって最善の利益となることを目指し、幼・保・小の連携を強化します。

子どもの「行動の特徴」「具体的な興味や関心」「遊びの傾向」「社会性の育ち」「内面的な育ち」「健康状態」「発達援助の内容」等、子ども一人一人の様子を小学校に伝える方法を検討し、教員が子どもの特性を適切に把握し、教育に生かすことができるシステムの構築を図ります。また、幼児教育・保育の質の更なる向上に向けて、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等について検討します。



(3) 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

就学前児童の保護者が、産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に特定教育・保育施設等を利用できるようにするためには、特定教育・保育施設等の計画的な整備を行うとともに、保護者に対する情報提供等の支援が必要となってきます。

特に 0 歳児の保護者が、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりすることがないように、育休明けの年度途中の利用については優先的に入所できるよう配慮を行っていきます。

(4) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年 10 月から実施の幼児教育・保育の無償化に伴い、新たに子育てのための施設等利用給付が創設されました。この給付の実施に当たっては、現行の子どものための教育・保育給付の手法を踏襲しつつ、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、公正かつ適正な給付を行います。

また、広報紙や市ホームページによる広報や案内パンフレット等の作成・配布により、制度や申請手続きについての周知に努めます。



7 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進

保護者が子育ての喜びを感じながら仕事を続けられる社会を作るためには、教育・保育をはじめとする子ども・子育て支援施策の充実だけではなく、働き方の見直しによる仕事と家庭生活、地域活動との調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現していくことが重要です。

特に県や企業、労働者団体等の関係機関と連携し、育児休業等の制度の普及・促進のための環境整備や事業主の取り組みの社会的評価の推進等の施策を実施していく必要があります。

本市では、平成30年3月に策定した「第3次南島原市男女共同参画計画」に基づき、仕事と子育ての両立に関する市民・事業者への広報・啓発活動等、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを推進します。

【第3次南島原市男女共同参画計画における、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の内容】

■施策の方向性1 仕事と生活の調和の推進と働き方の見直し

(1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の考え方の普及

具体的な取り組み	内 容
啓発講座等の開催	ワーク・ライフ・バランスに関する啓発講座等を行い、ワーク・ライフ・バランスの認知度を高め、男女ともに仕事と生活の調和がとれた暮らしの普及促進に努めます。また、広報紙やホームページなどを活用し、情報発信を積極的に行います。

(2) 家庭内での固定的役割分担の解消

具体的な取り組み	内 容
広報・啓発の充実	根強く残る家庭内での固定的役割分担の意識を解消し、家庭においてコミュニケーションをよく図ったうえで男女が対等に役割分担を行えるよう、広報・啓発の充実に努めます。
男性の家事・育児参画の促進	男性の意識啓発を目的とした広報や情報提供を行い、男性の家事や育児への参画を促進する取り組みを進めます。



(3) 働き方の見直しと多様な働き方ができる環境づくりの促進

具体的な取り組み	内 容
働き方の見直しに関する情報提供と周知・啓発	長時間労働の抑制や労働時間の短縮、在宅勤務の普及など、働き方の見直しの必要性について、国や県と連携して企業等への情報提供や周知・啓発に努めます。
休業・休暇制度の導入に向けた普及促進	育児休業制度・介護休業制度をはじめ、子育てや介護などに伴う休暇制度の導入について、国や県と連携して企業等への情報提供や周知・啓発に努めます。

(4) 市における仕事と生活の調和の推進

具体的な取り組み	内 容
長時間労働の抑制	「南島原市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に基づき、管理職員への周知徹底や業務の効率化を高め、男女のワーク・ライフ・バランスの妨げとなる長時間労働の削減に努めます。
育児・介護休業、休暇の取得	「南島原市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に基づき、職員が育児休業及び介護休業等を取得しやすい職場環境づくりを行います。特に、男性職員が配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇を取得しやすい環境づくりに努め、休暇の取得を促します。





8 新・放課後子ども総合プランに基づく取組み

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、文部科学省と厚生労働省が協力し、一体型を中心とした「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」、及び地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業である「放課後子ども教室」の計画的な整備等を進めることを目的として2019年度から向こう5年間を対象とする「新・放課後子ども総合プラン」が策定されました。

本市では、この「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、引き続き放課後児童クラブと放課後子ども教室の効果的な運営及び連携体制の構築について検討・推進を図ります。

(1) 放課後子ども教室の概要

本市では、南島原市放課後子ども教室推進事業として「寺子屋21」を実施しています。事業の概要は以下の通りです。

対象者	小学1年生～中学3年生
日時	主に週末を中心に活動（第1・第3土曜日の午前中が基本）
活動内容	<ul style="list-style-type: none">・地域の教育力をいかした様々な体験・交流・学習活動・先人を敬いふるさとを愛する心（郷土愛）を育むための体験・交流・学習活動・放課後や週末等における地域の子どもの安全・安心な居場所の確保・基本的な生活習慣の習得・地域の子どもたちと大人の積極的な参画・交流による地域コミュニティの充実・その他子どもたちが地域の中で安心して健やかに育まれる環境づくりを推進するための活動

(2) 放課後子ども教室と放課後児童クラブの今後の方向性

放課後子ども教室については、今後とも「寺子屋21」において、多様な体験・活動を楽しむことができるよう、実施体制及びプログラムの充実に取り組みます。

放課後児童クラブについては、施設の整備等、利用ニーズに対して柔軟な検討・対応を行い、量の確保に努めます。

また、放課後児童クラブと「寺子屋21」の一体的な実施については、今後も放課後児童クラブの実施主体であるこども未来課と、放課後子ども教室の実施主体である生涯学習課との間で協議の場を設け、体制面など含めて慎重に検討し、心身共にたくましい子どもが育つ環境のさらなる充実を目指して推進していきます。



計画年度内における放課後子ども教室の実施計画

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施箇所数	105	107	110	110	110
参加率	32%	33%	35%	35%	35%

計画年度内における放課後児童クラブの実施計画

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
箇所数	26	27	27	27	27
定員数	944人	944人	944人	944人	944人

(3) 特別な配慮を必要とする児童への対応

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室ともに、子ども一人ひとりの個性やニーズを把握して、集団活動のメリットを活かしながら適切な支援を行うことができるよう、指導員の知識とスキルの向上を図るとともに、支援の体制や環境の整備に努めます。

本市では、「障害児受入推進事業」として、障がい児に対する専門的知識等を有する指導員を配置する放課後児童クラブへ補助を行なっています。

また、小学校をはじめ関係機関との連携を密にし、保護者とも情報の共有を図ることで、支援内容が更に充実するよう努めます。

(4) 各放課後児童クラブにおける育成支援の内容に関する、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

放課後児童クラブの育成支援内容については、ホームページやリーフレット、広報等を活用し、利用者や利用を検討している保護者、地域住民等に周知し、地域に根差した放課後児童クラブの運営を目指します。